

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 6年 9月定例会	
議案番号 議案名	議案第21号 契約の変更について
議員名・会派名等	原裕二、DELI、増田薫、工藤鈴子・政策実現フォーラム・社民
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>会派、政策実現フォーラム・社民は、可能な限り本会議、委員会など公の場で、実際に討論した内容をその議案に対する賛否態度に至った理由として掲載するようにしています。以下、行った討論内容です。</p> <p>議案第21号、契約の変更について、立憲民主党、政策実現フォーラム・社民の両会派を代表して、賛成の立場から討論をさせていただきます。</p> <p>議案の内容は、令和3年9月定例会で議決された馬橋根木内線の道路築造工事の請負契約について、契約金額17億3491万6700円から8603万1千円を増額し18億2094万7700円へと契約を変更するものです。</p> <p>その増額理由は、資材価格の急激な高騰に伴い、単品スライド条項を適用した契約金額の増額を契約の相手側から求められて市が対応しようとするものです。</p> <p>又、その契約の内容は、ボックスカルバート部分とするトンネル部分72メートルを含む170メートルの道路築造費17億3,491万6,700円を、総合評価方式にて落札した東急建設株式会社千葉支店と結ぶというものでしたが、我々両会派は3年前、この道路築造工事の契約締結について以下大きく3つの理由から反対をしました。</p> <p>1点目、約17億円強という多額の費用を使い、予定どおりに令和6年にトンネルが完成しても、その先の接道予定の道路が狭く、車の通行が困難で、車が通行できないという問題があること。</p> <p>2点目、その接道予定の道路は、新松戸駅東側の区画整理事業で予定されている駅へのアクセス道路であり、その完成時期が未定のため、車の通行を含めた完全な供用開始の時期がはっきりとは見通せないこと。</p> <p>3点目、区画整理事業の工事のためと思われても仕方ないこのトンネル工事を進めることにより、事業に同意していない地権者の市への不信感増大、イコール区画整理事業への賛同の遅れにつながりかえって、事業が遅れるという懸念があること。</p>

以上大きく3点の理由を述べたうえで、総じて、この事業は17億円を超える金額に見合った効果があるのか、他の事業に先んじてこの事業を優先させるべきなのかとも述べ、今、この事業を進めるのは「もったいない」とし、議案に反対と致しました。

では、もともと反対の事業に関してなぜ、今回は賛成なのか？

それは、今回の議案で、我々が問われているのは、物価高騰に起因する単品スライドによる契約額の変更を認めるのか否かであると考えるからです。

単品スライド条項、工事請負契約書第26条第5項については皆様ご案内のように、資材価格の急激な高騰を踏まえ国の通知により定められたものです。

本市も、国の通達を受けた県の通知に準拠し、その運用ルールを「事業者の方へのお願い、お知らせ」としてホームページ上で公開しています。

こうした運用ルールですので、市がそれを守るのはそもそも当然ですが、仮に守らない、今回で言えば、契約相手側からの単品スライドによる申し出を拒否したらさしてどうなるのでしょうか？

おそらくは、相手側から訴えられ、裁判になり、裁判をしても勝ち目はなく、裁判費用もかさむことでしょう。そうすると契約の増額以上の出費は避けられないのではないのでしょうか。

こう考えると、もともと「もったいない」とした事業が、さらに「もったいない」ということになり、それはまさに税金の無駄遣いとも思えます。

本議案の問われているポイントは、前回とは異なり、契約の変更で、それは、市自ら、市内事業者にお願いをしている単品スライドによる契約の変更ですので、これを認めないわけには以下にと考えます。よって本議案には賛成とするものです。

それでは、最後に、皆様へ賛成への御賛同をお願い申し上げ、2会派を代表しての私の討論を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。